

I 計画策定の経過

- 令和5(2023)年 5月24日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和5(2023)年 7月1日から7月21日
栃木県障害のある方の生活実態調査実施
- 令和5(2023)年10月2日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和5(2023)年11月22日 栃木県障害者施策推進審議会を開催
- 令和5(2023)年12月22日から令和6(2024)年1月21日
県民意見募集(パブリック・コメント)を実施
- 令和6(2024)年 2月28日 栃木県障害者施策推進審議会を開催

II 栃木県障害者施策推進審議会委員名簿

畦上 恭彦【会長】	国際医療福祉大学教授
星野 雄一【副会長】	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター理事長
阿久津 好彰	(特非) 栃木県障害者スポーツ協会理事兼事務局長
小島 泰久	宇都宮市保健福祉部長
白井 新	栃木県身体障害者団体連絡協議会理事
高澤 茂夫	(特非) 栃木県障害施設・事業協会副会長
竹下 純	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木障害者職業センター所長
田崎 英子	栃木県精神保健福祉会理事
玉木 朝子	栃木県難病団体連絡協議会顧問
土沢 薫	宇都宮共和大学元教授
野原 辰男	栃木県特別支援学校教育振興会
前沢 孝通	(一財) 栃木県精神衛生協会副会長
三浦 恵理	栃木県自閉症協会理事
三品 朋子	栃木県心身障害児者親の会連合会理事
渡辺 修宏	公募



Ⅲ 栃木県障害のある方の生活実態調査結果概要（令和5（2023）年度障害福祉課実施）

調査の概要

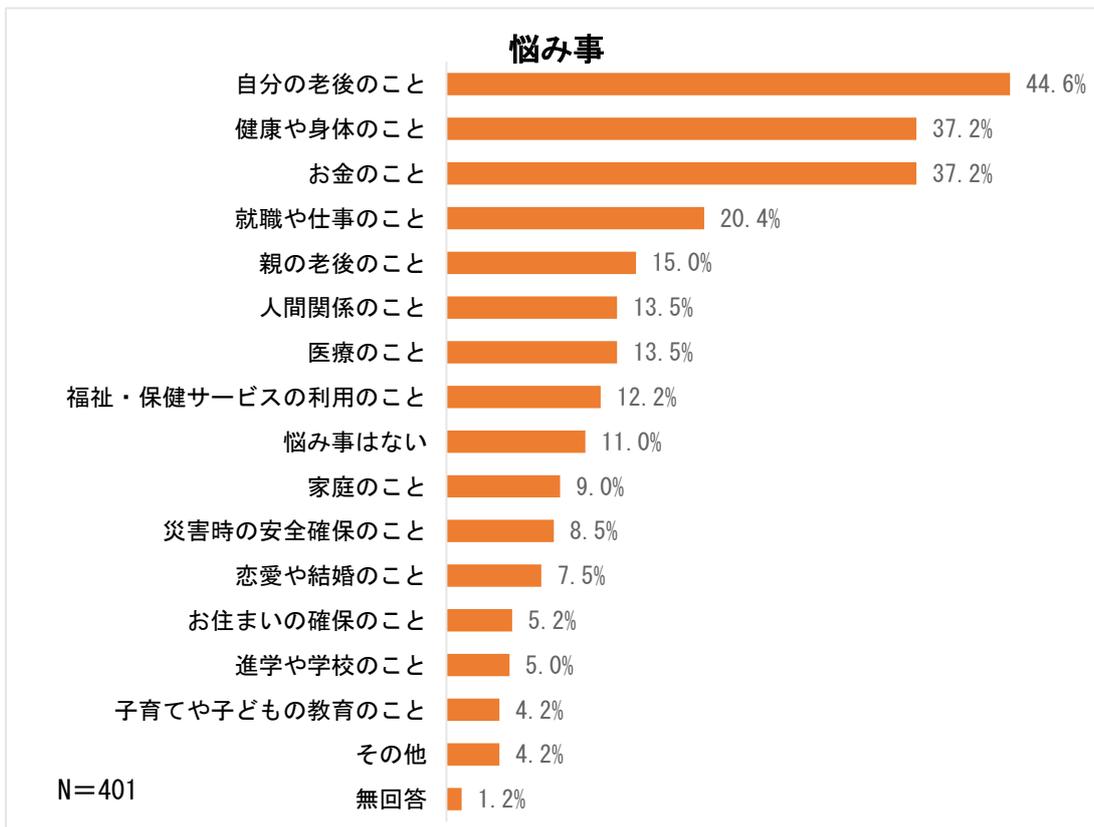
- ・調査目的；障害のある方の生活の実情や施策に対する意向等を把握し、次期障害者プランの策定や今後の障害保健福祉の推進に役立てることを目的として実施しました。
- ・調査内容；①あなたについて ②悩みについて ③相談について ④老化・高齢化について ⑤障害者差別について ⑥保育・療育・教育について ⑦就労について ⑧障害者スポーツについて ⑨文化芸術活動について ⑩災害対策について ⑪行政への要望 36項目
- ・調査対象者；身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特定医療費（指定難病）受給者証所持者の中から無作為抽出
- ・配付数；1,200件
- ・調査方法；郵送にて配付・回収
- ・調査期間；令和5（2023）年7月1日から7月21日
- ・回答数；401件（回答率33%）

主な調査結果

1 悩み事について

問 現在、悩み事はありますか。（3つまで選択）

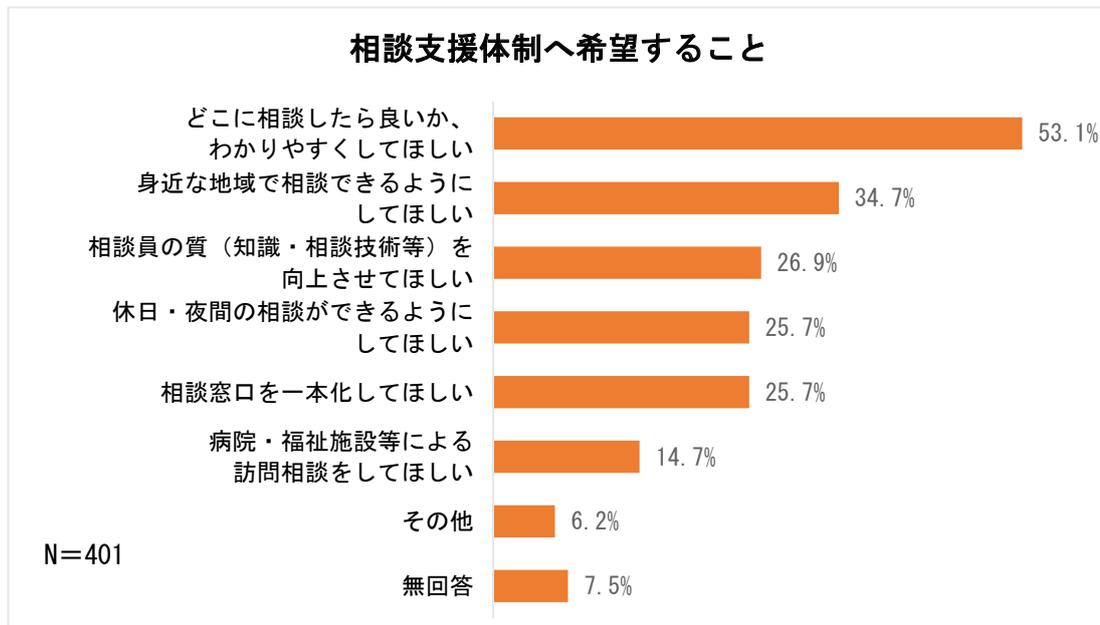
現在の悩み事については、「自分の老後のこと」が44.6%で最も高くなっています。次いで「健康や身体のこと」「お金のこと」の37.2%、「就職や仕事のこと」の20.4%と続いています。



2 相談支援体制へ希望すること

問 今後、福祉や生活に関する相談支援体制として、どのようなことを希望しますか。
(3つまで選択)

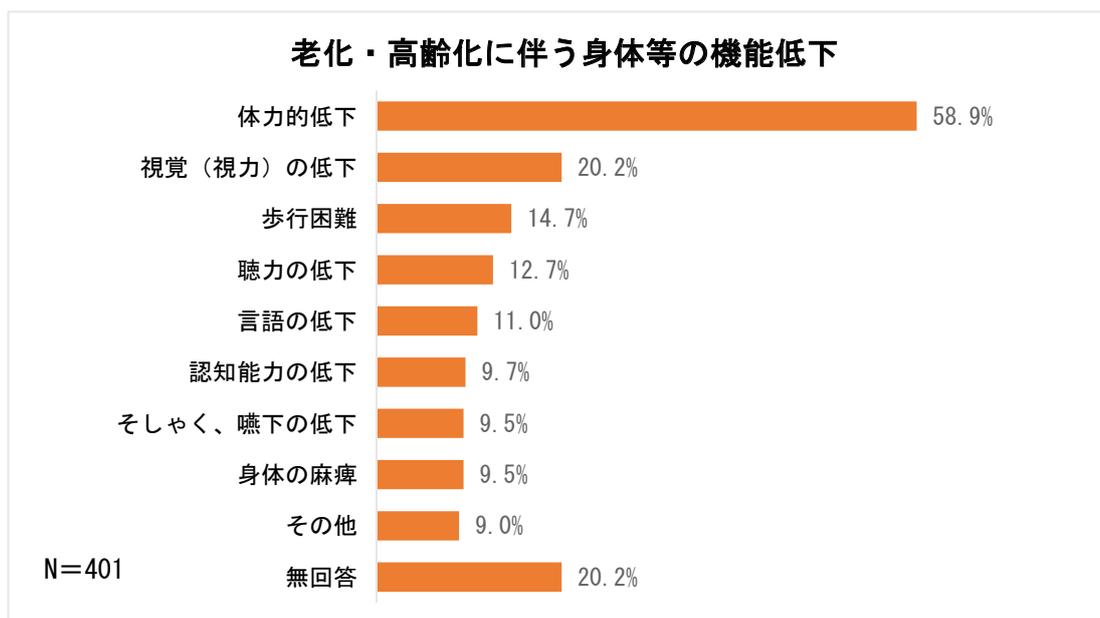
相談支援体制として希望することについては、「どこに相談したら良いか、わかりやすくしてほしい」が53.1%で最も高くなっています。次いで、「身近な地域で相談できるようにしてほしい」の34.7%、「相談員の質（知識・相談技術等）を向上させてほしい」の26.9%と続いています。



3 老化・高齢化について

問 あなたは、老化・高齢化に伴う身体等の機能低下を感じていますか。
(あてはまるものすべて選択)

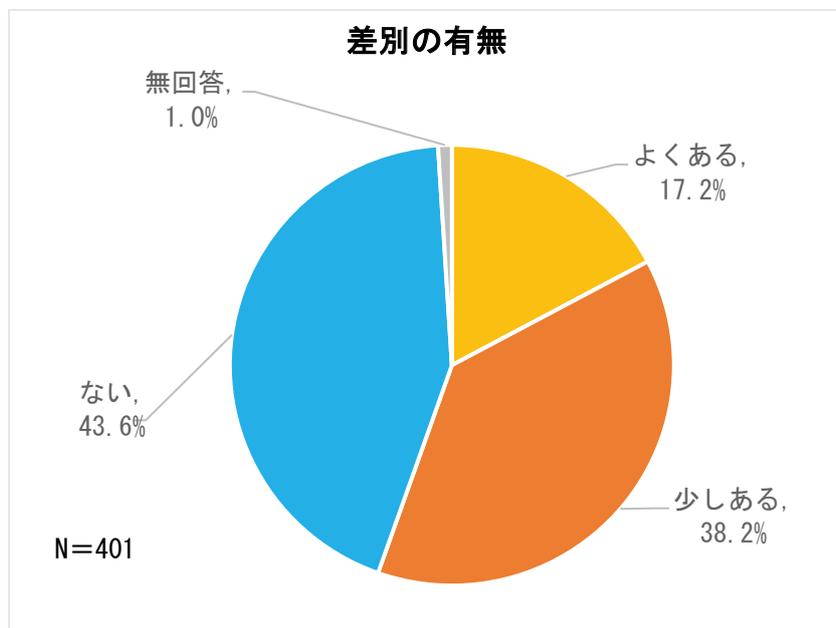
老化・高齢化に伴う身体等の機能低下を感じることは、「体力的低下」が58.9%と最も高くなっています。次いで「視覚（視力）の低下」の20.2%、「歩行困難」の14.7%と続いています。



4 差別の有無について

問 あなたは障害があることで、差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがありますか。

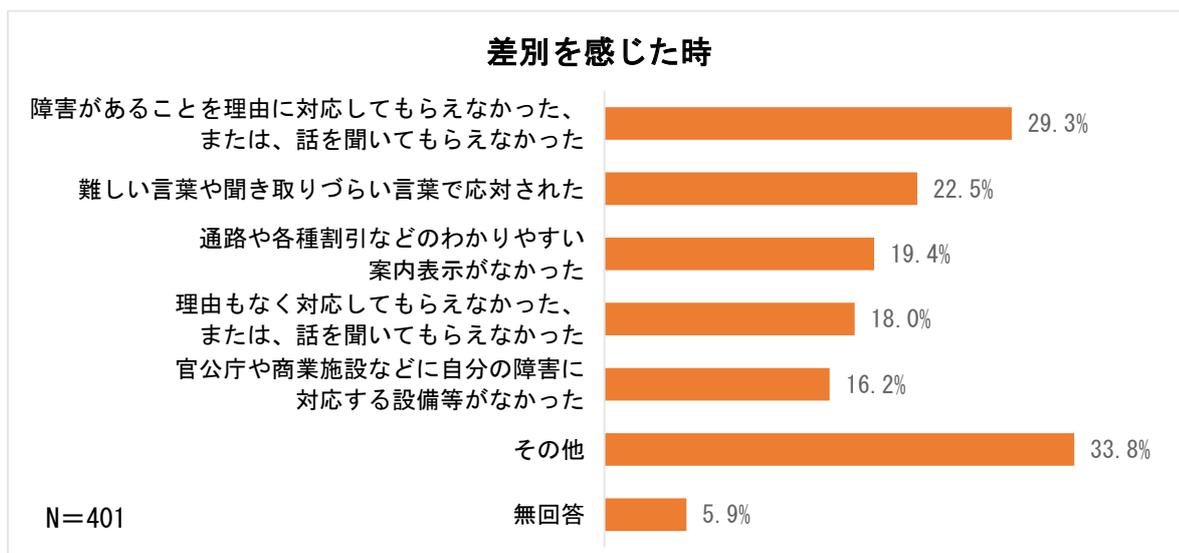
差別の有無については、「ない」が 43.6%と最も高くなっていますが、「よくある」と「少しある」の割合を合計すると 55.4%となり、「差別がある」が過半数を占めました。



5 差別を感じた時

問 差別はどのような時に感じましたか。（3つまで選択）

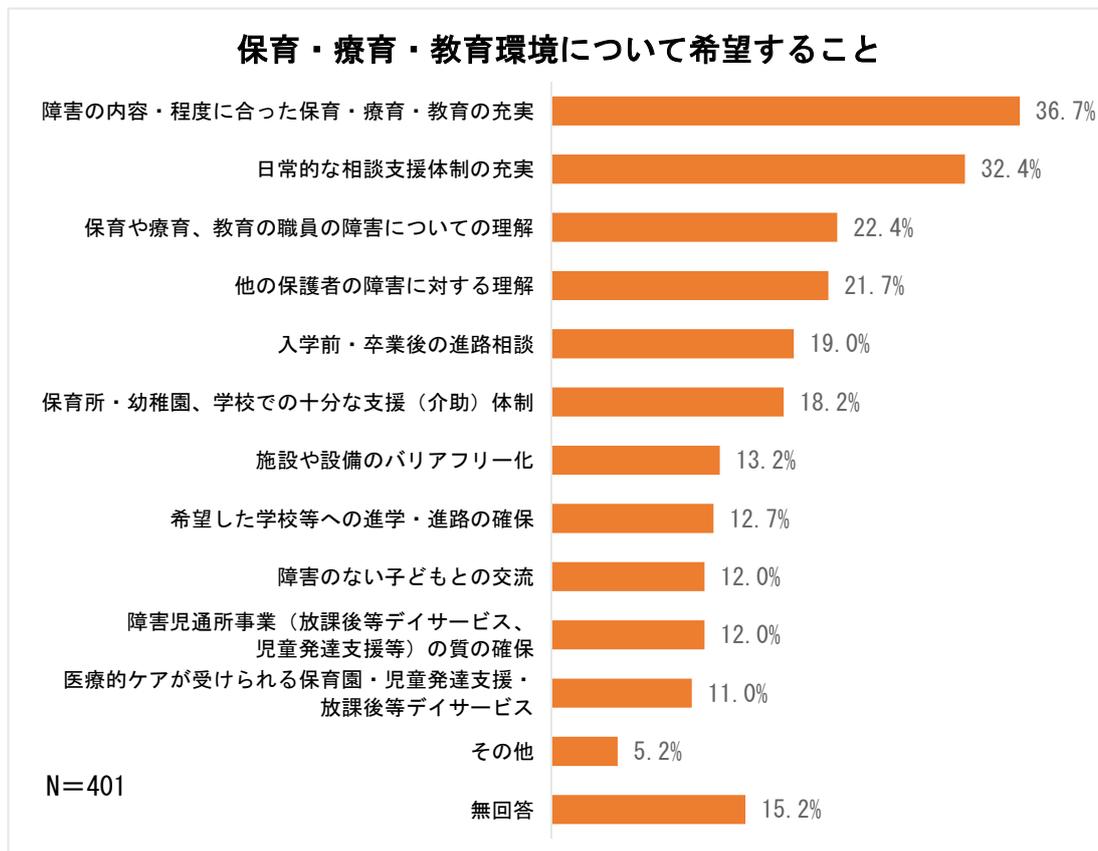
どのような時に差別を感じたかについては、「障害があることを理由に対応してもらえなかった、または、話を聞いてもらえなかった」が 29.3%で最も高くなっています。次いで「難しい言葉や聞き取りづらい言葉で対応された」の 22.5%、「通路や各種割引などのわかりやすい案内表示がなかった」の 19.4%と続いています。



6 保育・療育・教育環境について希望すること

問 障害のある子どもの保育・療育・教育環境について、今後希望することは何ですか。（3つまで選択）

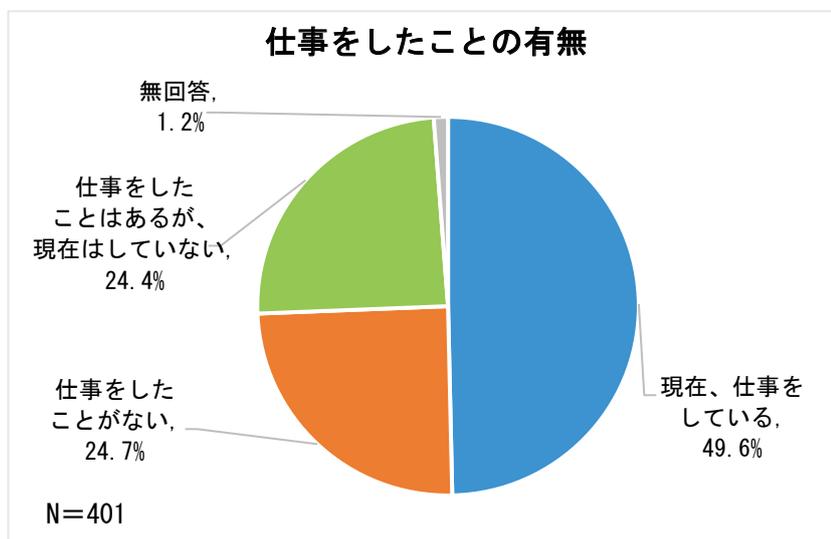
障害のある子どもの保育・療育・教育環境について今後希望することについては、「障害の内容・程度にあった保育・療育・教育の充実」が36.7%と最も高くなっています。次いで「日常的な相談支援体制の充実」の32.4%、「保育や療育、教育の職員の障害についての理解」の22.4%と続いています。



7 就労について

問 これまでに仕事をすることがありますか。

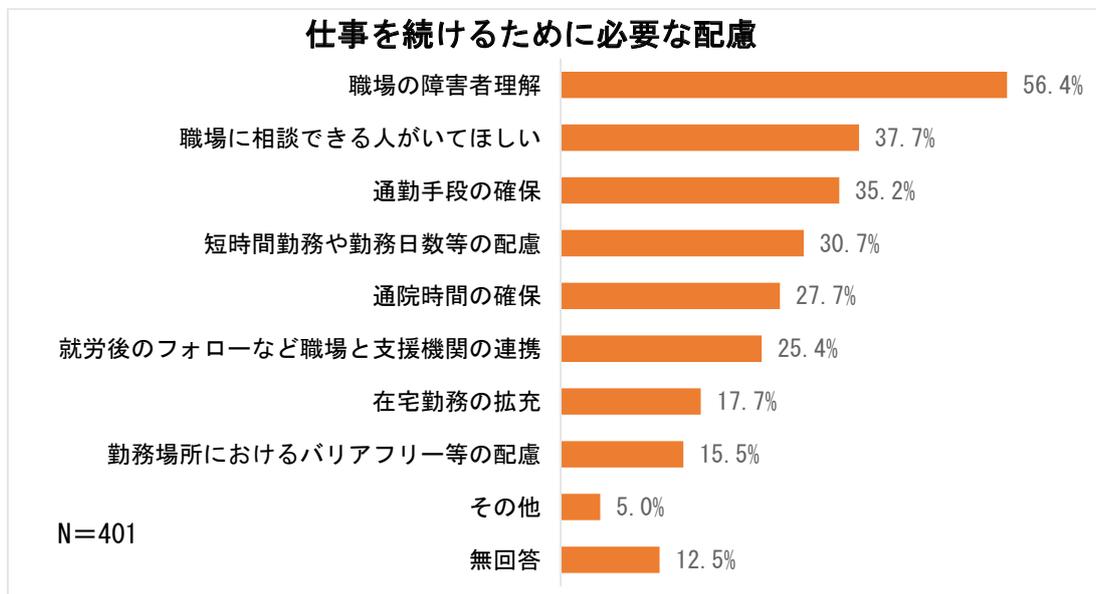
これまでに仕事をすることがあるかについては、「現在、仕事をしている」が49.6%と最も高くなっています。次いで「仕事をすることがない」の24.7%、「仕事をすることがないが、現在はしていない」の24.4%となっています。



8 仕事を続けるために必要な配慮

問 仕事をする又は仕事を続けるためには、どのような配慮が必要だと思いますか。
(あてはまるものをすべて選択)

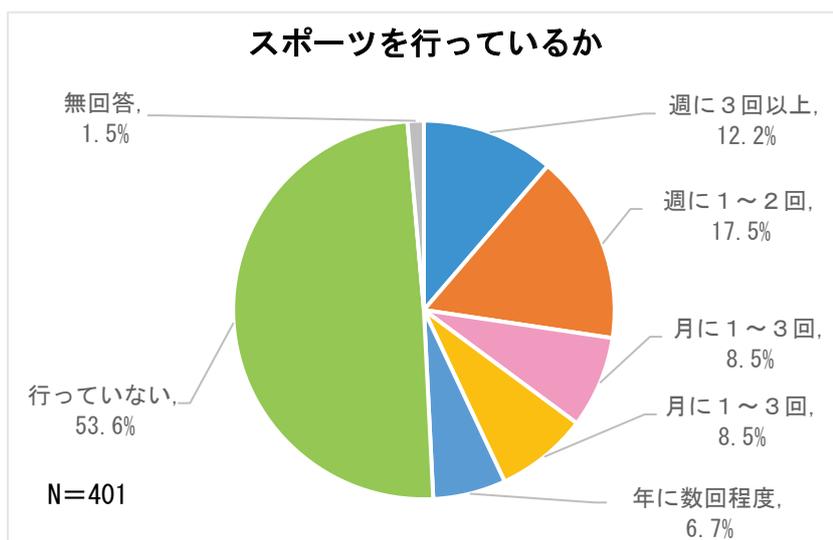
仕事を続けるために必要な配慮は、「職場の障害者理解」が56.4%と最も高くなっています。次いで「職場に相談できる人がいてほしい」の37.7%、「通勤手段の確保」の35.2%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の30.7%と続いています。



9 障害者スポーツについて

問 あなたはスポーツや運動を行っていますか。

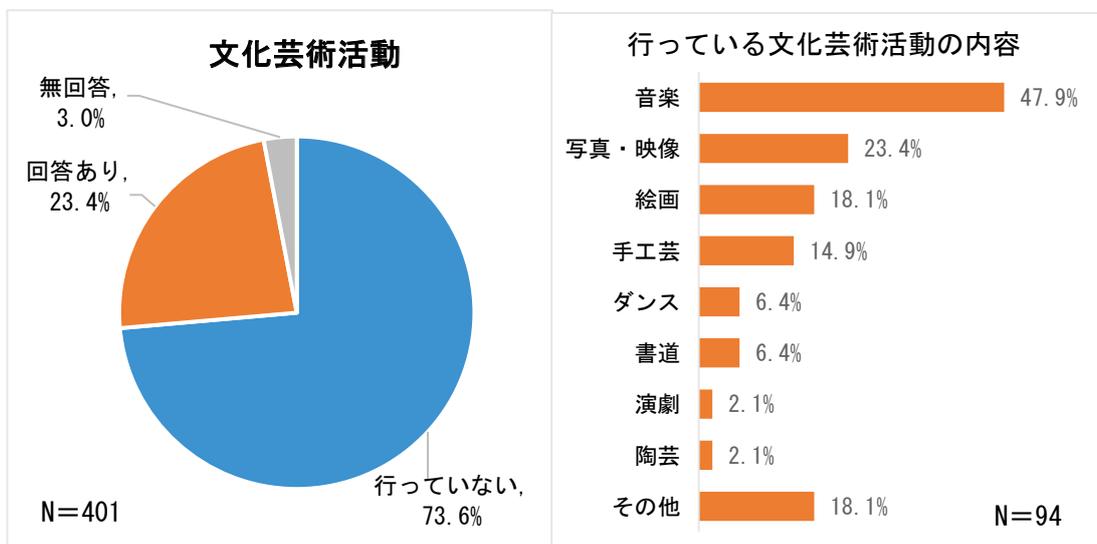
スポーツや運動を行っているかについては、「行っていない」が53.6%と最も高くなっており、次いで「週に1～2回」の17.5%、「週に3回以上」の12.2%と続いています。



10 文化芸術活動について

問 あなたは文化芸術活動を行っていますか。

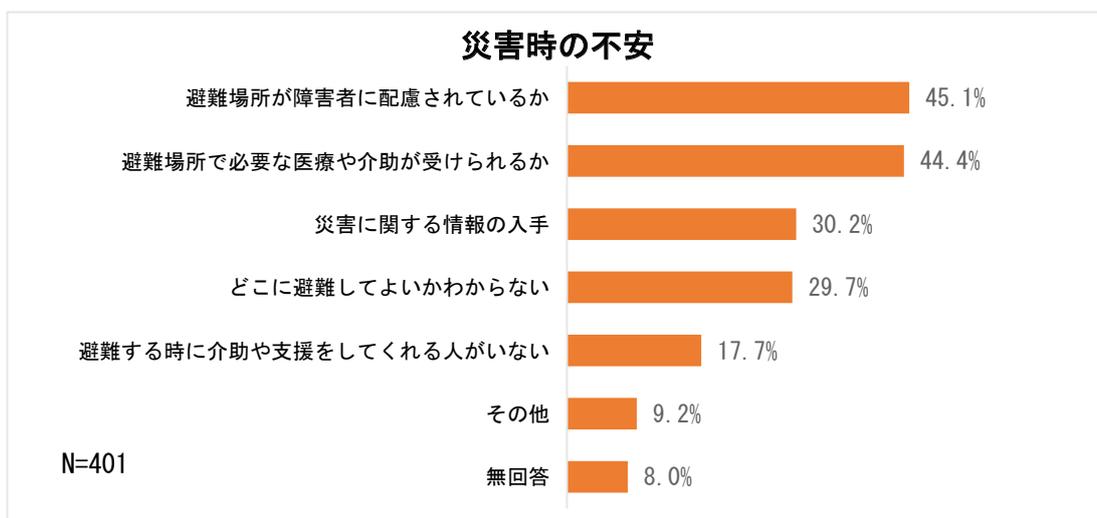
文化芸術活動については、「行っていない」が73.6%と過半数を占めています。行っていると回答された方の活動内容については、「音楽」が47.9%と最も高くなっており、次いで「写真・映像」の23.4%、「絵画」の18.1%と続いています。



11 災害時の不安について

問 地震や台風などの災害時に、どのようなことに心配や不安がありますか。
(3つまで選択)

災害時における心配事や不安については、「避難場所が障害者に配慮されているか」が45.1%と最も高くなっています。次いで「避難場所が必要な医療や介助が受けられるか」の44.4%、「災害に関する情報の入手」の30.2%と続いています。



12 行政への要望について

問 行政や相談機関等への御意見・御要望がありましたら自由に御記入ください（自由意見）

自由意見として、主に以下の意見をいただきました。

- ・ 障害は外見からはわからないので、理解してもらうのが難しいことがある。
- ・ 各種申請に提出する書類が多く手間もかかるので簡略化してほしい。
- ・ 身近な所（公民館等）で福祉サービスの申請ができると助かる。
- ・ 施設での虐待のニュースなどがあるが、虐待が起きないように監督してほしい。
- ・ 麻痺は軽度でも視覚障害があると使えるサービスがほとんどない。
- ・ 学校の送迎などへ手厚く支援があると、家族の負担が少なくなる。
- ・ 移動支援を行う事業所が増え、もっと気軽に外出できたらと思う。
- ・ 一人暮らしは大変なので、月2回ぐらい手助けがほしい。（高いものを取る、重いものの買物など）
- ・ 買い物するとき駐車場（障害者スペース）が空いていない。
- ・ 両親が高齢なので、将来1人になった時にどうしたら良いかわからない。
- ・ 相談員や行政の質の向上も大切だが同じ人間なので、それよりも、周囲の一般の人々の理解などが必要ではないか。





IV 用語解説

あ行

● 育成医療

身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、障害児に対し行われる生活能力を得るために必要な医療です。

● 一般就労

一般企業や公的機関等との雇用契約に基づく就労をいい、労働基準法及び最低賃金法が適用されます。（「福祉的就労」参照）

● 医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である子ども達のことです。医療的ケア児支援法では、18歳未満の者及び18歳以上の高校生等と定義されています。

● 医療的ケア児支援法

正式名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」です。医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、令和3（2021）年9月に施行されました。

か行

● 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者、知的障害者、精神障害者等にかかわる相談支援を総合的に行います。市町又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

● グループホーム

障害者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

● ケアマネジメント

障害者の地域における生活を支援するため、支援を希望する障害者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療のほか、教育、就労など幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

● ケアラー

高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいます。

● 健康福祉センター

保健・医療・福祉サービスを一体的に提供するため、保健所と福祉事務所を統合した県の機関です。県内には5つの広域センター（県西、県東、県南、県北、安足）と4つの地域センター（今市、栃木、矢板、烏山）があります。



●高次脳機能障害

外傷性の脳損傷や脳血管疾患等の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害及び社会的行動障害（依存や退行、欲求や感情のコントロール、固執性、意欲・発動性、抑うつ）などの認知障害を呈する障害です。身体障害等を伴わない場合も多く、外見上はその障害が分かりにくいことから、周囲の理解が得られにくく、日常生活や社会生活上の困難を有します。

●更生医療

身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体障害者に対し行われる日常生活活動の回復又は向上のための必要な医療です。

●合理的配慮

障害のある人にとっての社会的障壁（日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物や慣行など）を取り除くために、障害のある人からの求めに応じて必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいいます。

●個別避難計画

避難行動要支援者への避難支援等を実施するために、避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画のことであり、当該計画の活用により、実効性のある避難支援を行うことが重要です。令和3(2021)年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

さ行

●児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される児童福祉サービスの中核となる相談・判定機関です。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、児童に対する様々な問題に対応します。

●児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

●重度心身障害者医療費助成制度

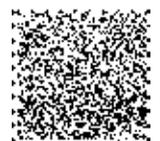
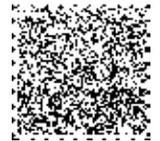
重度心身障害者（1級又は2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下の知的障害者、3級又は4級の身体障害者手帳所持者で知能指数50以下の知的障害者、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者）の医療費を助成する制度です。

●障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害者に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

●障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」です。障害者への虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的として、平成24(2012)年10月に施行されました。





●障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」です。障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置や職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的として、平成 24(2012)年 10 月に施行されました。

●障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28(2016)年 4 月に施行されました。また、令和 6 (2024)年 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

●障害者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及び日常生活に関する助言等を行います。通称「ナカポツセンター」といわれています。

●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

正式名称は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」です。全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として、令和 4 (2022)年 5 月に施行されました。

●障害者職業訓練コーディネーター

障害者に対する効果的な職業訓練を実施するために、個々の障害者の障害の状況や、地域における障害者の雇用ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、最も効果的な職業訓練カリキュラムをコーディネートする人です。

●障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援やその他の支援を総合的に行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成 25(2013)年 4 月に施行されました。

●障害者総合相談所

身体障害、知的障害、発達障害及び高次脳機能障害に関する相談、判定、支援等を専門的かつ総合的に行う県の機関です。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-7010 FAX 028-623-7255

●障害者相談支援協働コーディネーター

障害保健福祉圏域単位で連携・協力した相談支援体制を構築するため、地域の相談支援体制の充実、地域自立支援協議会の活性化等を図ることを目的に配置しています。

●障害者文化芸術活動推進法

正式名称は「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」です。障害者が文化芸術（音楽、映画、絵など）を鑑賞・参加・創造するための環境整備や、そのための支援を促進することを目的として、平成 30(2018)年 6 月に施行されました。



● 障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」です。障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際に、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、平成25(2013)年4月に施行されました。

● 障害福祉サービス

障害者総合支援法等に基づき、障害者が施設に入所したり、地域で生活するための支援を行う各種サービスであり、個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者の状況、本人の意思等）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

● 小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、小慢児童等の家庭の負担軽減を図るとともに、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究を推進することを目的として医療費の一部を助成します。

● 自立支援協議会

障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関、団体、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所や医療、教育、雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行う場で、自治体が単独又は共同で設置します。

● 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳です。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級があります。

● 精神科救急情報センター

精神科救急に関する相談を受け付け、精神科専門職員が適切なアドバイスを提供する電話相談窓口です。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づき一定の精神状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対する各種支援の拡充を期待し、併せて精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳です。手帳の等級には、障害の程度により1級から3級があります。

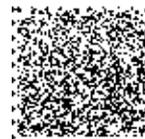
● 精神通院医療

精神障害者の適正な医療の普及を図るため、精神障害及び当該精神障害の治療に関連して生じた病態や当該精神障害の症状に起因して生じた病態に対して入院しないで行われる医療です。

● 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者の福祉について、知識の普及や調査研究を行うとともに、複雑困難な相談及び指導を行う県の機関です。

〒329-1104 宇都宮市下岡本町 2145-13 電話 028-673-8785 FAX 028-673-6530





● 成年後見制度

知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人を支援し、その人の権利を守るため、代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理や身上監護（医療契約、住居に関する契約、介護契約等）を行う制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

● セルプ

セルプ（SELP）とは、働く意欲がありながら、障害などの理由により一般の企業に就職することが難しい人々のために、働く機会や訓練の場を提供している福祉施設のことです。自助自立を意味する英語「SELF-HELP」からの造語であり、ハンデに負けず社会自立を果たそうとする人たちの決意がこの言葉には込められています

● 全国障害者スポーツ大会

障害のある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、多くの人々が障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的として開催される国内最大の障害者スポーツの祭典です。

● 相談支援専門員

ケアマネジメント（「ケアマネジメント」参照）の手法を用いて、障害者等の幅広い相談に応じ、本人や家族が希望する生活の実現のための助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、適切な福祉サービスの提供が行われるための根拠となるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行う人です。また、個別支援から地域課題を抽出し、地域自立支援協議会（「自立支援協議会」参照）等を活用して社会資源の開発・改良を提言、実践する役割も担っています。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員（一定の実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件）を置く必要があります。

た行

● 第三者評価

社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る制度です。評価結果は原則として公表され、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となります。

● 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

● （地独）栃木県立リハビリテーションセンター

障害のある方の自立と社会参加の促進を目的とした機関で、主に回復期のリハビリテーション医療や障害児医療を提供する「医療センター」、障害児通所施設である「こども発達支援センター」及び障害児入所施設である「こども療育センター」、障害者支援施設である「障害者自立訓練センター（駒生園）」で構成される複合施設です。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-6101（代表） FAX 028-623-6151

● 読書バリアフリー法

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です。障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指して、令和元(2019)年6月に施行されました。



● 特定医療費

治療が極めて困難で、医療費も高額となる指定難病の患者の負担軽減を図るとともに、患者の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進することを目的として医療費の一部を助成します。



● 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けるとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校です。

● とちぎアートサポートセンターTAM（タム）

文化芸術活動を行う障害者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等を支援する拠点として設置された障害者芸術文化活動支援センターです。県が「認定特定非営利活動法人 もうひとつの美術館」に事業を委託することにより、相談支援、ネットワーク作り、人材育成、情報収集・発信、栃木県障害者芸術展（Viewing 展）の開催を実施しています。

〒324-0618 那須郡那珂川町小口 1181-2 もうひとつの美術館内
TEL 080-3001-8088 E-mail tam@nactv.ne.jp

● 栃木県医療的ケア児等支援センター「くくるん」

医療的ケアが必要な子どもとその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を行うとともに、支援に係る情報発信等を行う支援センターです。県が「特定非営利活動法人うりずん」に事業を委託することにより、相談支援、家族支援、地域づくり、普及啓発等の事業を行っています。

〒321-2116 宇都宮市徳次郎町 365-1 特定非営利活動法人うりずん内
TEL 028-678-4601 FAX 028-665-7744

● 栃木県ケアラー支援条例

全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現に向けて、令和5（2023）年4月に施行されました。

● 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」

ひきこもり、ニート、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者等の相談を受け付け、関係機関と連携して課題の解決を図る支援センターです。

〒320-0055 宇都宮市下戸祭 2-3-3 電話 028-643-3422 FAX 028-643-3452

● 栃木県障害者ICTサポートセンター

障害者に対する ICT 機器の紹介や貸出、利用に係る障害者からの相談を行うほか、障害者の ICT 機器の操作支援を行うボランティアの養成・派遣、障害者向けのパソコン講習会や ICT 機器操作相談講習会等を行っています。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階
電話 028-612-5213 FAX 028-627-6880

● 栃木県障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待の防止等のために県が設置するものです。使用者による障害者虐待に関する通報等の受理や市町が行う措置の実施に関する市町間の連絡調整、権利擁護や虐待防止に関する啓発などを行います。

〒321-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課内
電話 028-623-3139 FAX 028-623-3052

● 栃木県障害者工賃向上計画（とちぎナイスハート♥プラン）

一般就労が困難な障害者の工賃の水準を向上させるため、関係機関や事業者団体の協力の下、より工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めるための計画です。





● 栃木県障害者コミュニケーション条例

正式名称は「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」です。障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、令和4(2022)年4月に施行されました。

● 栃木県障害者差別解消推進条例

障害者差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障害者差別の解消に関する施策を総合的に推進し、もって共生社会の実現を図るため、平成28(2016)年4月に施行されました。また、事業者に対し、合理的配慮の提供を義務づけること等のため、令和5(2023)年12月に条例を改正し、令和6(2024)年4月に施行されました。

● 栃木県障害者スポーツ協会

障害者スポーツの振興を通して、障害者の健康の増進と社会参加の促進、生きがいのある豊かな生活の実現を支援すると同時に、障害者スポーツの普及啓発に関することやパラスポーツ指導員の養成に関すること等を行っています。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター内
電話 028-624-2761 FAX 028-624-2761

● 栃木県地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるために設置されている支援センターです。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2階
電話 028-666-4603 FAX 028-666-4604

● 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例

高齢者、障害者等を含む全ての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができるひとにやさしいまちづくりを目指して、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備基準や県民の思いやりの心づくりについて定めた条例で、平成11(1999)年10月に施行されました。

● とちぎ権利擁護センター「あすてらす」

認知症や知的障害など何らかの障害により、判断能力が十分でない方を対象に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、さまざまな相談に対応しながら、福祉サービスの利用援助を行います。(「日常生活自立支援事業」参照)

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3階
栃木県社会福祉協議会内 電話 028-621-1234 FAX 028-621-5298

● とちぎ子ども医療センター

本県における高度な小児専門医療を担っており、自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院に設置されています。

● とちぎ視聴覚障害者情報センター

点字図書館と聴覚情報提供施設の機能を併せ持つ機関です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
電話 028-621-6208 FAX 028-627-6880





●とちぎジョブモール

若年者をはじめ、中高年齢者や障害のある方など、様々な求職者の方に対し、栃木労働局と連携して、就職活動に向けての様々な相談や個々の能力や特性を踏まえたキャリアカウンセリング、職業相談から職場定着までをワンストップで支援する、栃木県が運営する総合的就労支援機関です。

〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-3-1 KDX 宇都宮ビル 1 階
電話 028-623-3226 FAX 028-623-3236

●とちぎセルフセンター

福祉施設で働く障害者の自立と社会参加を推進するために、セルフ商品（福祉施設が提供する製品やサービス。「セルフ」参照）の共同受発注、販路拡大、調査研究等に取り組んでいる事業団体です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 3 階
電話 028-622-0433 FAX 028-622-5788

●とちぎナイスハートバザール

福祉施設の取組や提供される商品について、県民の理解促進を図り障害者の工賃向上に寄与することを目的として、商品の展示即売や施設の取組等を紹介するイベントです。

●とちぎ難病相談支援センター

難病患者及びその家族に対して、療養上又は日常生活上の悩みや不安などを解消するために、電話や面接による相談に応じています。また、患者会などの交流促進や日常生活用具の展示を行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森とちぎ健康づくりセンター 1 階
電話 028-623-6113 FAX 028-623-6100

●とちぎ歯の健康センター

心身障害者の診療のほか、地域の健康教室等での歯科相談、幼稚園・保育園等での歯科相談や歯科保健指導、福祉施設などの巡回歯科相談・指導などを行っています。

〒320-0047 宇都宮市一の沢 2-2-5 電話 028-648-6480 FAX 028-648-6483

●とちぎパラスポーツ推進センター

スポーツを始めたい障害者への運動の機会提供や、障害者スポーツをサポートする指導者・ボランティアの確保及び資質向上、競技団体等のマネジメントを行うため、栃木県障害者スポーツ協会内に設置されている機関です。

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 障害者スポーツセンター内
電話 028-624-2761 FAX 028-624-2761

●とちぎユニバーサル農業

食と農の多彩な効用を促進し、誰もが農業に取り組める環境づくりや県民の元気づくりを図ることにより、より多くの県民が「農」に親しむことを通じて農業・農村の理解促進と社会的価値の向上を図ろうとするものです。

な行

●日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、認知症などで判断能力を十分に発揮できない人の福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業です。（「とちぎ権利擁護センター「あすてらす」」参照）

●日常生活用具

障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具です。市町が必要と認める日常生活用具を給付・貸与します。





は行

●発達障害

発達障害者支援法では、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと規定されており、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。自閉スペクトラム症、発達性学習症、注意欠如多動症などが含まれます。

●発達障害者支援センター「ふおーゆう」

発達障害者への支援を総合的に行うことを目的とした県の機関です。発達障害者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発等の事業を行っています。

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 電話 028-623-6111 FAX 028-623-7255

●パラスポーツ指導者

パラスポーツ指導員養成講習修了者等で、地域での障害者スポーツの普及のための指導を行います。

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは建築用語として、段差等の物理的な障壁の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

●ピアサポート

ピアとは、「同じ立場にある仲間」を意味します。ピアサポートとは、同じ立場にある・同じ課題に直面している仲間として支えあうことです。

●避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援が必要な方のことです。（災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項）また、同法において、避難の支援、安否の確認等、避難行動要支援者の生命を災害から守るための支援を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」の作成が市町に義務付けられています。

●福祉的就労

一般就労への移行に向けた支援を行う福祉施設等での就労をいい、福祉的支援（障害福祉サービス等）のある環境で仕事を行うことにより、就労意欲や自信を育みます。

●福祉避難所

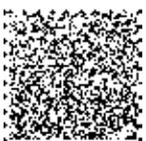
介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、必要なケアが行われるほか、バリアフリー化等の要配慮者に適した生活環境が整備された避難所のことです。

●ヘルプマーク

外見からは分からなくても、配慮や支援を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。（聴覚障害者や高次機能障害者、義足や人工関節を使用している方、内部障害・難病の方、妊娠初期の方など）

●保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児に対して、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。



●放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」参照）に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有する障害者を法律で定めた割合（法定雇用率）以上、雇用する義務があります。

●補装具

障害者が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具を言います。補装具の購入等に要した費用（基準額）から、所得に応じた自己負担額を差し引いた額を補装具費として市町から支給されます。

や行

●優先調達

福祉施設や在宅で働く障害者の経済面の自立を進めるため、国や自治体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進することです。（「障害者優先調達推進法」参照）

●ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

●要配慮者

災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮が必要な人のことです。（災害対策基本法第8条第2項第15号）

ら行

●療育手帳

知的障害児・者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳です。その呼称は自治体によって異なり、「愛の手帳」といった名称も用いられています。

